



2026年1月30日

各 位

会社名 unbanked 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也  
(コード: 8746 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明  
電話番号 03-6456-2670(代表)

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき臨時株主総会招集の請求（以下、「本請求」といいます。）に関する書面を 2026 年 1 月 29 日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 請求者の概要

株主名 : Akatsuki Capital Works 株式会社

※請求者は当社の主要株主であり、総株主の議決権の 100 分の 3 以上に相当する議決権を 6 カ月前から引き続き保有している株主です。

#### 2. 本請求が行われた年月日

2026 年 1 月 29 日

#### 3. 請求の内容

##### (1) 株主総会の目的事項

- 議案 1 取締役 安達 哲也の解任の件
- 議案 2 取締役 七條 利明の解任の件
- 議案 3 取締役 広瀬 里美の解任の件
- 議案 4 取締役 クリストファー・リチャード・レーンの解任の件
- 議案 5 取締役 楠原 孝堯の解任の件
- 議案 6 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 2 名選任の件
- 議案 7 監査等委員である取締役 3 名選任の件

##### (2) 提案の理由

本請求を原文のまま別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 4. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア 9F

unbanked 株式会社

代表取締役 安達 哲也 殿

〒100-6309

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング9階

Akatsuki Capital Works 株式会社

代表取締役 大塚 郁人

### 臨時株主総会招集請求書①

Akatsuki Capital Works 株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主であるところ、会社法297条1項に基づき、下記のとおり、貴社の臨時株主総会の招集を請求します（以下「本請求」といいます。）。なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書の写しについては別途配達証明付き郵便で送付させていただきます。

#### 記

#### 第1 株主総会の目的である事項

- 議題1 取締役 安達 哲也の解任の件
- 議題2 取締役 七條 利明 の解任の件
- 議題3 取締役 広瀬 里美 の解任の件
- 議題4 取締役 クリストファー・リチャード・レーン の解任の件
- 議題5 取締役 楠原 孝亮 の解任の件
- 議題6 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 議題7 監査等委員である取締役3名選任の件

#### 第2 招集の理由

## 1 本請求に至った背景・理由

貴社は、2025年12月15日付「売上債権に対する貸倒引当金の計上見込みに関するお知らせ」と題するリリースを開示しましたが、その内容は驚くべきことに、貴社の前期経常利益の4倍を超える、かつ、当中間期の純資産の4分の1程の規模にも上る巨額の貸倒損失が発生する可能性を示唆するものでした。本来であれば、自ら引責辞任しても不思議ではない状況にあるにも関わらず、辞任する予定であった監査等委員である取締役3名は逆に辞任を撤回し、かつ、貴社は2025年12月24日に開催予定であった臨時株主総会の開催を中止しております。その点、貴社においては、昨年から、複数のメディアにおいて、貴社のガバナンスが欠如している旨指摘されているところ、かかる臨時株主総会の中止の真の理由は、新任役員を就任させられない事情がある、つまり、現経営陣の保身のために不都合な事実を隠すことにあったと疑わざるを得ない状況にあります。いずれにしましても、このような状況下では、貴社の株主として、現経営陣を信任し、今後の貴社の経営を委ねていくことはもはや不可能であると判断するほかありません。

そこで、当社は、貴社が抱えるガバナンスの問題を早急に立て直すべく、抜本的な役員の入れ替えを行うことが必要不可欠であると判断し、前記第1の各議題を会議の目的とする本請求を行うに至ったものであります。

なお、当社は、unbanked 株式会社、並びにその子会社および関連会社における今後の資金需要に対し、必要に応じて機動的かつ十分な資金支援を行う用意があり、グループ全体の事業の安定的継続および中長期的な成長の実現に、主体的に貢献していく所存であります。

## 2 株主提案の内容について

(1) 議題1から議題5：監査等委員でない取締役である安達哲也氏及び七條利明氏、並びに、監査等委員である取締役である広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏及び楠原孝堯氏の解任の件

### 【議案の要領】

監査等委員でない取締役である安達哲也氏及び七條利明氏、並びに、監査等委員である取締役である広瀬里美氏、クリストファー・リチャード・レーン氏及び楠原孝堯氏をそれぞれ解任するものであります。

### 【提案の理由】

上記1で述べたとおり、貴社のガバナンス体制の入れ替えは急務であると考えておりますので、現取締役5名全員の解任を提案するものであります。

(2) 議題6：取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

### 【議案の要領 及び 提案の理由】



貴社のガバナンスの立直しを図りつつ、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資する経営を実践できる体制に刷新するため、以下の候補者 2 名を、貴社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として新たに選任するものであります。各候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

① 取締役候補者 1

（氏名・生年月日）

大塚 拓也

1976 年 12 月 22 日生

（略歴）

2000 年 4 月 都築通信技術株式会社（現 株式会社オープンアップシステム）入社

2013 年 3 月 EHC コミュニケーションシステム株式会社 入社

2018 年 3 月 三井住友トラスト総合サービス株式会社 入社

2022 年 2 月 ジョーンズラングラサール株式会社 入社

2025 年 9 月 クラウドバンク株式会社 取締役（現任）

2025 年 9 月 日本クラウド証券株式会社 取締役（現任）

（重要な兼職先）

クラウドバンク株式会社 取締役

日本クラウド証券株式会社 取締役

（取締役候補者として提案する理由）

同氏は、情報通信分野におけるシステムエンジニアとして豊富な実務経験を有し、特に金融機関向けのシステム構築・運用・リスク管理に関する高度な専門知識を備えています。これまでの実務経験と専門性を活かすことで、貴社グループ全体の DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を強化し、貴社グループの企業価値向上と持続的な成長に資することができる人材であると判断し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。

② 取締役候補者 2

（氏名・生年月日）

齊藤 裕也

1981 年 10 月 4 日

（略歴）

2008 年 9 月 東京青山・青木・猶法律事務所（現 ベーカー&マッケンジー法律事務所）入所

2013 年 3 月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 設立（現職）

（重要な兼職先）



早稲田リーガルコモンズ法律事務所 弁護士

(取締役候補者として提案する理由)

同氏は、弁護士登録直後より世界的なローファームのファイナンス部門で、高度な金融法務の実務経験を積みました。また、銀行への出向経験もあり、金融庁検査への対応助言など、金融コンプライアンスの実務にも知見があります。現在もそれらの経験を活かし、クラウドファンディングを活用したファンド組成等のファイナンス・スキームに対し、金融規制も踏まえた専門アドバイスの提供が可能であり、貴社グループの適切な監督及び経営の健全性確保に貢献をすることが期待できることから、同氏を社外取締役として選任をお願いするものであります。

(②)へ続きます

この郵便物は令和8年1月28日  
第13273553392号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: G02023430000100001号  
4/4 頁

郵便認証司

8. 1. 28

東京

8. 1. 28

8-12



〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿1-18-14 恵比寿ファーストスクエア 9F

unbanked 株式会社

代表取締役 安達 哲也 殿

〒100-6309

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング9階

Akatsuki Capital Works 株式会社

代表取締役 大塚 郁人

### 臨時株主総会招集請求書②

(①からの続きです)

#### (3) 議題7：監査等委員である取締役3名選任の件

##### 【議案の要領 及び 提案の理由】

貴社のガバナンス欠如が顕著であることは、上記1に述べたとおりであり、貴社の監査等委員会を刷新してコーポレート・ガバナンスを再構築する必要があるとの観点から、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。各候補者の氏名及び略歴等は、次のとおりであります。

##### ① 監査等委員である取締役候補者1

(氏名・生年月日)

大重 喜仁

1981年5月4日

(略歴)

2007年9月 米国法律事務所（米シアトル） 入所

2009年4月 国内法律事務所 入所

2011年6月 同所内起業として合同会社フロンティア法律会計コンサルティング

(現 リーガルコート) 設立

2022年 6月 一般社団法人リーガルコート 監事(現任)

2024年 9月 株式会社 ANAP (現 株式会社 ANAP ホールディングス)  
非常勤監査役 (2025年 10月辞任予定)

2025年 3月 同社関連子会社 非常勤監査役 (同上)

2025年 8月 サイバーステップ株式会社 監査役 (現任)

2025年 9月 日本クラウド証券株式会社 非常勤監査役 (現任)

(重要な兼職先)

一般社団法人リーガルコート 監事

サイバーステップ株式会社 監査役

日本クラウド証券株式会社 非常勤監査役

(監査等委員である取締役候補者として提案する理由)

同氏は、法曹界における豊富な経験、幅広い見識を有し、業務執行者から独立した客観的な立場で企業経営の監督及び助言を行うことが期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

## ② 監査等委員である取締役候補者 2

(氏名・生年月日)

行木 憲一

1963年 11月 29日

(略歴)

1987年 3月 日本銀行 入行 調査統計局

1990年 5月 日本銀行 営業局 (現 金融機構局) 金融課

1994年 6月 日本銀行 システム情報局 企画課 調査役

2000年 6月 日本銀行政策委員会室 総務課 企画役

2004年 6月 中曾根康弘世界平和研究所 主任研究員

2007年 7月 日本銀行 金融機構局 考査運営課 企画役

2012年 7月 日本銀行 金融機構局 考査役

2019年 4月 日本銀行 金融機構局 上席考査役 (参事役) 兼 考査運営課長

2021年 4月 ハナ銀行 部長・在日支店 コンプライアンス・オフィサー

2025年 10月 SAKURA 法律事務所 入所 (現職)

(重要な兼職先)

SAKURA 法律事務所 弁護士

(監査等委員である取締役候補者として提案する理由)

同氏は、日本銀行において金融機関のリスク管理体制の監督業務に従事し、その後は、外資系金融機関のコンプライアンス部門の責任者を務めておりました。また、弁護士としての実務経験に加え、企業法務の専門家として高い見識を有していることから、業務執行者から独立した客観的な立場で企業経営の監督及び助言を行うことが期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

③ 監査等委員である取締役候補者 3

(氏名・生年月日)

山室 裕幸

1985 年 3 月 16 日

(略歴)

2014 年 12 月 弁護士登録（東京弁護士会）

弁護士法人 NY リーガルパートナーズ 入所

2016 年 5 月 弁護士法人 ALG&Associates 入所

2018 年 9 月 弁護士法人 J&T パートナーズ弁護士

2019 年 4 月 ネクサス経営法律事務所（現 シティクロス総合法律事務所）代表（現任）

2022 年 11 月 弁護士法人シティクロス 社員（現任）

2024 年 6 月 公益財団法人明徳会 理事（現任）

2025 年 6 月 株式会社リミックスポイント 社外取締役（現任）

(重要な兼職先)

弁護士法人シティクロス総合法律事務所 弁護士

公益財団法人明徳会 理事

株式会社リミックスポイント 社外取締役

(監査等委員である取締役候補者として提案する理由)

同氏は、弁護士として培われた豊富な知識と経験を有しております。コンプライアンス、企業法務全般を含む貴社の経営全般を監督いただくとともに、貴社のコンプライアンス強化に寄与し、企業経営の監督及び助言を期待できるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

### 第 3 招集の請求

以上、当社は、貴社に対し、本書面到達の日から 8 週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を



招集するよう請求します。

以上



この郵便物は令和8年1月28日  
第13273553694号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: G02023445000100001号  
4/4 頁

